

奈良県保健医療計画策定に係る調査・分析等業務委託 公募型プロポーザル説明書

1. 趣旨

奈良県が、医療法第30条の4に定める医療計画を策定する際に、同計画に記載すべき事項について検討を行うに当たり、参考となる事項の専門的見地からの提案とそれに付随する業務を行う委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2. 業務概要

(1) 名称

奈良県保健医療計画策定に係る調査・分析等業務

(2) 業務の内容

別添「奈良県保健医療計画策定に係る調査・分析等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）記載のとおり

(3) 委託料上限額

15,330,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 公募型プロポーザルの性格

本プロポーザルは公募型により実施します。なお本プロポーザルは、定められた事業予算の条件下において、提案者独自の企画等について、提案を通して評価することにより技術力の高い事業者を選定しようとするものです。

(5) 契約期間

契約締結の日から平成25年3月31日まで（但し、成果品の提出期限は仕様書で定める。）

(6) 履行場所

奈良県庁 奈良市登大路町30番地

3. 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者としします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていないものであること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）

(3) 平成13年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

- (4) 平成13年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)
- (5) 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止または指名保留(以下「指名停止等」という。)の措置を受けていないこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q4検査・分析・調査業務」で登録されている者(企画提案書提出時点において、当該登録が認められている者)であること。

4. 提出書類

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出してください。

なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けません。

- (1) 参加申込書(様式1～5) 1部
- (2) 企画提案書(様式6、企画提案内容(任意様式)) 10部

なお、企画提案書の作成については、「7. 企画提案書の作成等について」をご覧ください。

5. プロポーザルに係る質問及び回答

- (1) 質問受付期間

平成24年6月6日(水)から平成24年6月13日(水)午後5時まで(土・日曜日を除く。)

- (2) 質問方法

別紙「質問票」(様式7)により文書(ファクシミリ可)又は電子メールによることとします。(審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。)

- (3) 質問に対する回答

各事業者からの質問については、参加申込書の提出があった全事業者あて、平成24年6月14日(木)午後5時までに、ファクシミリ又は電子メールで回答します。

6. 参加申込書の提出

- (1) 提出期限

平成24年6月12日(火) 午後5時まで

- (2) 提出方法及び提出先

提出方法は持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成24年6月12日（火）午後5時までには到着したものに限り受け付けます。

提出先は「13. 問い合わせ先」に同じです。

(3) 提出書類

「4.(1)」で示す書類

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

平成24年6月20日（水）午後5時まで

(2) 提出方法及び提出先

提出方法は持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成24年6月20日（水）午後5時までには到着したものに限り受け付けます。

提出先は「13. 問い合わせ先」に同じです。

(3) 提出書類

「4.(2)」で示す書類

(4) その他

提出後、提案書の内容について不明な点がある場合は、当方より問い合わせをすることがあります。

8. 企画提案書の作成等について

企画提案書は、様式が定められているもの（様式6）と、様式が定められていないものからなります。

企画提案書のうち様式が定められていないものについては、次のとおりとしてください。

- ・次の項目について、項目ごとに提案内容を記述してください。提案内容は奈良県の医療の概況を踏まえた上で、業務を遂行するに当たっての方針、方法等について記述してください。項目は仕様書の「第2 業務の内容」に対応していますので、仕様書の記載事項を参考としてください。

(1) 情報の収集に関する提案

(2) 医療計画提案書の作成に関する提案

現状の把握、圏域の設定、連携の検討、課題の抽出、数値目標の設定、施策の検討のそれぞれについて記述すること

(3) 検討会議の支援に関する提案

(4) 医療計画冊子の意匠の考案に関する提案

(5) 所要経費に関する提案

所要経費に関する提案は、所要経費やそれに含まれる業務の範囲が明確にな

るよう示してください。当該提案は、最優秀提案者選定の評価項目とするともに、契約締結の際の参考とします。

- ・提案者が特定できる事項（会社名等）は一切記入しないでください。
- ・用紙は、原則として、A 4 サイズ縦型、A 4 サイズ横型又はA 3 サイズ横型とします。また、分量が過大とならないよう配慮してください。
- ・別途資料を添付しても構いませんが、必要最小限の量となるよう配慮してください。

9. 企画提案書の審査及び結果の発表

（1）最優秀提案者の選定

本説明書及び仕様書に基づき提出された企画提案書について、「奈良県保健医療計画策定に係る調査・分析等業務委託事業者選定委員会」が、企画提案書の書面審査により、評価点方式により評価を行い、評価点の合計点数の最も高い者を最優秀提案者として選定するものとします。

（2）評価項目

別記「評価対象事項」に基づき評価を行います。

（3）審査結果の通知

審査の結果については、最優秀提案者の選定後、企画提案書を提出した全事業者あて、書面により通知します。

なお、最優秀提案者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を通知します。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面（様式自由。ただしA 4 版とする。）により選定されなかった理由について説明を求めることができます。これに係る手続は、次のとおりとします。

①受付期間：上記5日のうち午前9時から午後5時まで

②提出方法：持参に限ります。なお、書面には回答を受ける担当窓口部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記してください。

③提出場所：「13. 問い合わせ先」に同じです。

上記に対する回答については、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により行います。

10. 業務委託契約の締結について

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者として特定し、奈良県契約規則に基づき業務委託契約を締結します。

契約額は、企画提案書に記載された所要経費の提案額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後に決定します。また、契約締結に際しては、正式の見積書を提出していただくことになります。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則として、審査において次点となった事業

者を受託者として、同様の手続を行うこととします。

1 1. 契約の解除

契約締結後であっても、企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託業者を変更することを妨げないものとします。

1 2. その他

(1) 内容の承諾

本プロポーザルに参加する者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 言語及び通貨

企画提案書及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。なお、本プロポーザルに係る審査以外には使用しません。

(4) 企画提案書の追加、修正等

一旦提出された企画提案書の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

(5) 提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は各事業者の負担とします。

(6) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

① 提出書類の提出期限を過ぎた場合

② 企画提案に参加する資格がない者が企画提案したとき

③ 本件プロポーザルに対して、2以上の企画提案をしたとき

④ 本件プロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて企画提案したとき

⑤ 本件プロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき

⑥ 金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

⑦ その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき

(7) 提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

(8) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに奈良県まで連絡するとともに、書

面により届けてください。

- (9) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- (1 0) 参加申込書の提出者の数が 3 者に達しないときは、プロポーザルを中止する場合があります。
- (1 1) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県契約規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。

1 3 . 問 い 合 わ せ 先

奈良県医療政策部地域医療連携課 医療企画係

〒630-8501 奈良市登大路町 3 0 番地 奈良県庁主棟 3 階

TEL : 0742-27-8645 (ダイヤルイン)

FAX : 0742-22-2725

e-mail : iryourenkei@office.pref.nara.lg.jp

別記「評価対象事項」

項目	評価のポイント	配点 ①×②	基本点数 ①	調整係数 ②
(1)情報の収集に関する提案	①【基本的な考え方】 情報の収集について示された方針、方法が、妥当性、実現性、独自性の有無の観点から見て優れているか。	10点	5点	2.0
	②【情報収集の範囲】 現状把握に用いる指標として、厚労省指針に定める必須指標及び推奨指標以外の指標について述べ、その情報の用途、所在及び入手方法について述べているか。			
	③【情報管理の方法や体制】			
(2)医療計画提案書の作成に関する提案	①【奈良県の実施事業等の理解度】 奈良県がこれまでに実施してきた医療体制の整備に関する方針・事業の内容等について理解しているか。(重要疾患医療機能収集分析事業、地域連携パス等)	30点	5点	6.0
	②【基本的な考え方】 現状の把握から施策の検討にいたる一連の作業工程について示された方針、方法が、妥当性、実現性、独自性の有無の観点から見て優れているか。また、①の奈良県の方針・事業等を踏まえた内容となっているか。			
	③【現状把握の方法】 指標を用いる方法以外の方法について述べているか。また、その方法は妥当性・実現性があるか。			
(3)検討会議の支援に関する提案	積極的に会議の運営に関わる姿勢が見られるか。	10点	5点	2.0
(4)医療計画冊子の意匠の考案に関する提案	県民が理解しやすいよう意匠考案を行う姿勢が見られるか。	20点	5点	4.0
(5)所要経費に関する提案	評価点数は次の式により求める。 評価点数＝10点×(最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額) (小数点以下切り捨て)	10点	10点	1.0
(6)履行能力	①【実績】 同種業務の実施実績が、本業務を実行する上で有効であるか。	20点	5点	4.0
	②【主任担当者の経歴】 本業務を実行する上で有効であるか。			
	③【担当者の経歴】 本業務を実行する上で有効であるか。			
	合 計	100点		

○採点は5点満点とし、提案内容の評価結果により、次の5段階で行うこと。

優れている:5点、やや優れている:4点、普通:3点、やや劣っている:2点、劣っている:1点

なお、評価は相対評価とし、比較して業者ごとに差異が出るよう採点すること。ただし、判断がつきがたい場合は、同点での採点も可とする。

○評価点数は100点満点とし、項目ごとの採点と調整係数の積を合算して求めることとする。

○評価点数が60点未満の提案を行った者は、受託事業者として選定の対象としない。